

県民交流課
(直通) 076-225-1365
(県庁内線) 3816
(記者発表日)平成 29 年 1 月 25 日

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

平成 24 年 4 月 1 日に認定事務の所轄庁が国税庁長官から都道府県知事及び政令指定都市の長に移管されてから、石川県では6団体目の認定となる。

1 認定団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 金沢アートグミ
- ・代 表 者 真鍋 淳朗
- ・事 務 所 金沢市青草町 88 番地
- ・目 的 この法人は、金沢を中心に、芸術の啓発及び芸術と産業の連携を図る事業を行い、創造的に生活を楽しむことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

2 認定の有効期間

平成 29 年 1 月 24 日 ～ 平成 34 年 1 月 23 日（5 年間）

(参考)

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成 24 年 4 月 1 日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。